

千葉県福祉サービス第三者評価の評価結果 (保育園)

1 評価機関

名 称	特定非営利活動法人 ACOBA
所 在 地	千葉県我孫子市本町3-4-17
評価実施期間	令和2年10月1日～令和3年1月20日

2 受審事業者情報

(1) 基本情報

名 称 (フリガナ)	浦安市立猫実保育園 ウラヤスシリツネコザネホイクエン		
所 在 地	千葉県浦安市北栄3-31-14		
交 通 手 段	東西線浦安駅下車徒歩6分		
電 話	047-353-2152	FAX	047-353-2538
ホーメページ			
経 営 法 人	浦安市		
開設年月日	昭和54年 4月 1日		
併設しているサービス	延長保育、産休明け保育、特別支援保育 アレルギー対応給食、保育ママ連携園		

(2) サービス内容

(3) 職員(スタッフ)体制

職 員	常勤職員	非常勤、その他	合 計	備 考
	23	27	50	育休1名含む
専門職員数	保育士	看護師	栄養士	
	23	1	1	
	保健師	調理師	その他専門職員	
		2		

(4) サービス利用のための情報

利用申込方法	入所希望月の前月10日までに必要書類を揃えて 保育幼稚園課 入園・認定係に提出	
申請窓口開設時間	8:30~17:00	
申請時注意事項		
サービス決定までの時間	利用調整会議後前月20日頃に利用調整結果通知	
入所相談	保育幼稚園課 入園・入園係	
利用代金	支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村の定める利用者負担金（保育料）を支払う	
食事代金	利用負担金に含まれており別途支払いは無し	
苦情対応	窓口設置	苦情受付担当者（猫実保育園園長）
	第三者委員の設置	福祉部社会福祉課

3 事業者から利用（希望）者の皆様へ

サービス方針 (理念・基本方針)	<p>(保育理念)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者とともに子どもの生きる力を育む。 ・安心して子育てができる地域の拠点としての保育園を目指す。 <p>(保育方針)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一人ひとりを大切にし、生涯にわたる人間形成の基礎を培う。 ・倫理観に基づいた職員の意識向上を図り、養護と教育の一体的な保育を展開し、その質を高め充実させる。 ・地域の人々や関係機関と協力しながら、地域に根付いた保育園づくりをする。
特 徴	<p>今年創立42年目、浦安市内で2番目に古い園です。住宅街の一角にあります、地域に根付き近隣住民や商業施設に親しまれています。定員108名で1学年単クラスのため、職員も子ども達も皆が繋がっていて園全体で仲良くなれる雰囲気があります。</p> <p>子育て支援は園庭開放と併せて、地域の妊婦さんや小さな赤ちゃんのいる親子を対象とした取り組みも行っており、毎回たくさんの参加者を受け入れ、地域のニーズに応えています。</p>
利用（希望）者 へのPR	<ul style="list-style-type: none"> ・小さな園のため、全職員で子どもの育ちを見守っています。職員は若手から経験年数豊かな職員までおり、保育士、栄養士、看護師など専門職を含め、全職員でチームワークをもって保育に取り組んでいます。コロナ禍の中、看護師による手洗い、うがい指導はもとより、様々な保健指導を行っています。 ・猫実保育園全体的な計画に基づいて0歳～6歳まで子どもの成長発達を見通し、連続性のある保育を展開しています。 ・異年齢交流に積極的に取り組み、大きな子どもは小さなもの手伝いをしたり、小さな子どもは大きな子どもを慕ったりして関わりながら、豊かな心情を育てています。 ・食育計画に基づいて食に関わる体験（食育活動）に力を入れています。様々な取り組みをする中で食への興味関心を深め、栄養士、給食員と直接関わりながら、作り手と子ども達が親しみのある関係作りをしています。 ・研修を行った上で、ドキュメンテーション（活動のねらいや内容、取り組みを通して子ども達がどのように成長したか、などを写真を交え発信する）を作成し、掲示して保護者と日常の保育の様子を共有しています。 ・様々な状況を想定した避難訓練、防犯訓練を定期的に実施し、職員は的確に判断し迅速に対応できるよう、非常事態に備えています。 ・浦安中学校区の中で連携し近隣の北部小学校、北部認定こども園とは交流をしながら地域の中で共に子ども達を育んでいます。また今年度は実施できませんでしたが、地域の老人会や中・高校生との交流もあり、様々な世代と関わる機会があります。 ・平成27年園舎が全面的に修繕されて綺麗になり清潔感があります。その際バリアフリー、床暖房、24時間換気システムとなり、衛生的で快適な環境の下で過ごしています。園舎内の天井には星の模様がついていて、子ども達に好評です。 ・また終日門扉は電子錠で施錠しており、安全面に配慮しています。 ・朝「おはよう」と登園し、夕方「さようなら、また明日」と降園するまで、子ども達一人ひとりが安全で豊かな環境の下で過ごし、保護者の方と信頼関係を築きながら共に子ども達の育ちを見守っていけるよう取り組んでいます。

福祉サービス第三者評価総合コメント

特に力を入れて取り組んでいること
1. 程よい規模の保育園の特徴を生かした運営 当園は各学年1クラス、全体で6クラスと定員108名の浦安市立7保育園の中で最小規模の保育園である。職員・ソーター職員が保育児全員の名前を把握しており、日常的に声掛けや保育児・保育士ともにコミュニケーションが良く、異年齢との交流も自然に図られている。また、会議や研修の際に、3、4人のグループワークを取り入れ、意見の創出を促す様な工夫もされている。それにより、保育士間、職員間で話し易い雰囲気が醸成され、意見交換もスムーズに行われている。研修等で不在となった職員の担当職務を他の職員がごく自然にカバー出来ている。保護者からのアンケートでも職員が全園児を名前で呼んでくれる、相談しやすい、子どもも先生も楽しそう、一人ひとりを尊重してくれる等、感謝のコメントが沢山寄せられている。
2. 保護者への保育情報提供への努力 保護者に対して子どもたちの成長の様子を伝え、客観的に保育を振り返る「保育ドキュメンテーション」を採用している。説明が写真中心で「保育の見える化」ともなっている。クラスごとに毎月1回、また、園全体でも不定期に発行している。現在、園内には、「食育」と銘打って食育に関わる園児の活動状況が掲示されている。保護者は、園訪問時に掲示を見ることで、園内における子どもの活動の一端を確認できる。園児は一人っ子が多く、子育て経験が少ない保護者にとっては、子育て支援にも繋がっている。
3. 伸び伸び遊べる整備された環境 天気の良い日には毎日、広々とした園庭で午前も午後も楽しく遊び自然と触れ合う時間をたくさん作っている。3歳未満児と3歳～5歳児で園庭の利用時間を分け、年齢に応じた遊びを楽しんでいる。園庭には遊具の他に古タイヤやビールの空きケースが用意され、子ども達の力で自由に運んだり、並べたりして遊んでいる。プランターで花や野菜の栽培も行っている。夏には、2階のベランダ一面にシェードを張り、紫外線と視線を遮る工夫をしてプール遊びを楽しんでいる。
4. 食育への取り組み 食育は年齢別の年間指導計画にも組み込まれ、栄養士、給食員が中心になって食育活動に力を注いでいる。「世界の料理」の日を設け、その国を世界地図で確認し、食事を通じて世界を学んでいる。子ども達にトウモロコシの皮むきや枝豆のさや取りの体験や子どもの目前で行う出前調理で好奇心や興味をそそっている。3歳～5歳児はクッキングを行うことで作って食べる楽しみを体験している。毎日の食材は可能な限り千葉県産の物を使用し、だし汁は天然素材を使う等、未来を担う子ども達の健やかな成長を応援している。毎日の給食サンプルは玄関に展示され、毎日美味しいと高い評価を得ている。
5. 徹底した衛生管理・感染防止対策 本年度はコロナ禍の中、検温と玄関や各保育室には消毒液が設置され適宜窓を開けての換気や活動毎に手洗い・手指消毒を行っている。また、子どもが持参する手拭き用タオルは中止して園で設置の紙タオル使用に切り替えている。保育室や玩具の毎日の消毒・ぬいぐるみなど布製のものは週1回洗濯をしている。子どもたちが安心して過ごせるよう看護師が朝夕2回のラウンドによる健康をチェックしている。送迎時には保護者は手指の消毒と、3～5歳児の場合は保護者は園舎には入らず受け渡しは玄関で行っている。園舎内の掃除は一日に数回行い、感染防止対策が図られている。
さらに取り組みが望まれるところ
1. ソーターと職員間のさらなる連携 朝・夜の送迎時、園児の受け渡しの中心は、ソーター職員が主体となって対応している。その際、職員とソーター職員間の引継ぎが必ずしも十分でないとの声もアンケートに寄せられている。当園では、年間指導計画や月指導計画にも「家庭との連携」や「職員間の連携」の項目を設定するなど、園と保護者間の連携を重視した取り組みを行っている。更なるソーターと職員間の連携強化に向け、きめ細かい伝達・確認法などを検討いただきたい。
(評価を受けて、受審事業者の取り組み)
<ul style="list-style-type: none">・前回受審の時に比べ、アンケート回収率が下がってしまったので、もっとアピールすべきだった。一方で保護者のライフスタイルも変わり、紙ベースのアンケートを投函することを面倒だと感じている様子も伺うことができる。(昨年園独自のオンラインアンケートは80%を超える回収率だったとのこと)・個人情報に関する規定や苦情窓口についてはしっかりと伝えていく。・総合コメントの中で、ソーター職員とのさらなる連携を、という指摘を受けクラス担任との打ち合わせ方法を見直したり、計画的に研修を行ったりしていく。また保育利用時間については、利用時間確認の時に、柔軟に対応するとともに丁寧に説明していくことを職員間で周知していく。・少數意見ではあるが、職員の顔が分からないといった声も寄せられ、コロナ禍にあって園舎内に入れなかつたことに起因しているかもしれないが、新年度は職員紹介に特化したおたよりを発行するなどの改善策を講じていく。また、子育てや園生活のことで気軽に相談してもらえるような方策を検討していく。・自己評価の中で様々なマニュアルを職員がファイルの中に持っていることを確認したが、職員によって周知の程度が違うので、計画的に各種マニュアルの読み合わせを行い内容を確認していく。

福祉サービス第三者評価項目（保育所）の評価結果						
大項目		中項目	小項目	項目		標準項目
I 福祉サービスの基本方針と組織運営	1 理念・基本方針	理念・基本方針の確立	1 理念や基本方針が明文化されている。	3	0	■実施数
		理念・基本方針の周知	2 理念や基本方針が職員に周知・理解されている。	3	0	□未実施数
			3 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	3	0	
	2 計画の策定	事業計画と重要課題の明確化	4 事業計画を作成し、計画達成のための重要課題が明確化されている。	4	0	
		計画の適正な策定	5 施設の事業計画等、重要な課題や方針を決定するに当たっては、職員と幹部職員とが話し合う仕組みがある。	3	0	
	3 管理者の責任とリーダーシップ	管理者のリーダーシップ	6 理念の実現や質の向上、職員の働き甲斐等に取り組みに取り組み指導力を發揮している。	5	0	
	4 人材の確保・養成	人事管理体制の整備	7 施設の全職員が守るべき倫理を明文化している。	3	0	
			8 人事方針を策定し、人事を計画的・組織的に行い、職員評価が客観的な基準に基づいて行われている。	4	0	
		職員の就業への配慮	9 事業所の就業関係の改善課題について、職員（委託業者を含む）などの現場の意見を幹部職員が把握し改善している。また、福利厚生に積極的に取り組んでいる。	5	0	
		職員の質の向上への体制整備	10 職員の教育・研修に関する基本方針が明示され、研修計画を立て人材育成に取り組んでいる。	5	0	
II 適切な福祉サービスの実施	1 利用者本位の保育	利用者尊重の明示	11 施設の全職員を対象とした権利擁護に関する研修を行い、子どもの権利を守り、個人の意思を尊重している。	4	0	
			12 個人情報保護に関する規定を公表し徹底を図っている。	3	1	
		利用者満足の向上	13 利用者満足の向上を意図した仕組みを整備し、取り組んでいる。	4	0	
		利用者意見の表明	14 苦情又は意見を受け付ける仕組みがある。	4	0	
	2 保育の質の確保	保育の質の向上への取り組み	15 保育内容について、自己評価を行い課題発見し改善に努め、保育の質の向上に努めている。	3	0	
		提供する保育の標準化	16 提供する保育の標準的実施方法のマニュアル等を作成し、また日常の改善を踏まえてマニュアルの見直しを行っている。	4	0	
	3 保育の開始・継続	保育の適切な開始	17 保育所利用に関する問合せや見学に対応している。	2	0	
			18 保育の開始に当たり、保育方針や保育内容を利用者に説明し、同意を得ている。	4	0	
	4 子どもの発達支援	保育の計画及び評価	19 保育所の理念や保育方針・目標に基づき保育課程が適切に編成されている。	3	0	
			20 保育課程に基づき具体的な指導計画が適切に設定され、実践を振り返り改善に努めている。	5	0	
			21 子どもが自発的に活動できる環境が整備されている。	5	0	
			22 身近な自然や地域社会と関わるような取組みがなされている。	4	0	
			23 遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。	5	0	
			24 特別な配慮を必要とする子どもの保育が適切に行われている。	6	0	
			25 長時間にわたる保育に対して配慮がなされている。	3	0	
			26 家庭及び関係機関との連携が十分図られている。	3	0	
		子どもの健康支援	27 子どもの健康状態、発育、発達状態が適切に把握し、健康増進に努めている。	3	0	
			28 感染症、疾病等の対応は適切に行われている。	3	0	
		食育の推進	29 食育の推進に努めている。	5	0	
	5 安全管理	環境と衛生	30 環境及び衛生管理は適切に行われている。	3	0	
		事故対策	31 事故発生時及び事故防止対策は適切に行われている。	4	0	
		災害対策	32 地震・津波・火災等非常災害発生時の対策は適切に行われている。	5	0	
	6 地域	地域子育て支援	33 地域ニーズを把握し、地域における子育て支援をしている。	5	0	
計					128	1

項目別評価コメント

標準項目 ■整備や実行が記録等で確認できる。 □確認できない。

評価項目	標準項目
1 理念や基本方針が明文化されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■理念・方針が文書(事業計画等の法人・事業所内文書や広報誌、パンフレット等)に明記されている。 ■理念・方針から、法人が実施する福祉サービスの内容や特性を踏まえた法人の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。 ■理念・方針には、法の趣旨や人権擁護、自立支援の精神が盛り込まれている。
(評価コメント) 見学時に配布される園紹介の「パンフレット」、入園時に配布される「入園のしおり」や毎年各家庭に配布される「保育園概要」にも明文化されている。特に、入園時には、「入園のしおり」に基づきながら、基本理念や基本方針、目標等について説明を行い、園の使命や目指す方向について理解を深めて頂いている。	
2 理念や基本方針が職員に周知・理解されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■理念・方針を事業所内の誰もが見やすい箇所に掲示し、職員配布文書に記載している。 ■理念・方針を会議や研修において取り上げ職員と話し合い共有化を図っている。 ■理念・方針の実践を日常の会議等で話し合い実行面の反省をしている。
(評価コメント) 職員には、ブルーファイル(7園共通のマニュアル集)と猫ファイル(猫実のマニュアル)が配布されている。そのファイルには、理念や基本方針が記載された「入園のしおり」や「園の概要」が収録されている。また、保育室に園目標を掲示もしており、職員全員が周知している。理念・方針の実践状況を申し送りなど毎日の会議や階層別の会議や研修会などの会議で確認し、共有化を図っている。	
3 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■契約時等に理念・方針が理解し易い資料を作成し、分かり易い説明をしている。 ■理念・方針を保護者に実践面について説明し、話し合いをしている。 ■理念・方針の実践面を広報誌や手紙、日常会話などで日常的に伝えている。
(評価コメント) 入園時に配布される理念や基本方針が記された「入園のしおり」や「保育園概要」を配布すると共に、年1回、重要事項説明書に基づいて説明をしている。また、園内の玄関・廊下・保育室に掲示するなど周知に努めている。年度初めに開催される懇談会では、園長及び担任が保育方針や全体の計画について、説明を行っている。	
4 事業計画を作成し、計画達成のための重要な課題が明確化されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■事業計画が具体的に設定され実施状況の評価が行える配慮がなされている。 ■理念・基本方針より重要課題が明確にされている。 ■事業環境の分析から重要課題が明確にされている。 ■現状の反省から重要課題が明確にされている
(評価コメント) 「猫実保育園概要」に基づき、「年間指導計画」、「年間行事計画表」を作成している。計画の策定に当たっては、副園長、主任、担任保育士が関わり、目標設定やその構成について協議の上、作成している。また、PDCAサイクルのもと、計画の進捗状況を整理し、計画の見直しを実施している。園庭開放、ぶちにやん広場実施後は、参加者へアンケートを実施し、課題を把握し次回に活かしている。	
5 施設の事業計画等、重要な課題や方針を決定するに当たっては、職員と幹部職員とが話し合う仕組みがある。	<ul style="list-style-type: none"> ■各計画の策定に当たっては、現場の状況を把握し、職員と幹部職員が話し合う仕組みがある。 ■年度終了時はもとより、年度途中にあっても、あらかじめ定められた時期、手順に基づいて事業計画の実施状況の把握、評価を行っている。 ■方針や計画、課題の決定過程が、一部の職員だけでなく、全ての職員に周知されている。
(評価コメント) 園で実施される職員会議は、未満児会議(0~2歳児)、以上児会議(3~5歳児)、朝夕サポーター会議(全体・クラス打合せ)、給食・栄養士打合せなどがあり、定期的に開催されている。また、各係(避難訓練、防犯訓練、食育、子育て支援、環境)の会議も定期的に実施されている。会議での決定事項等会議内容は、会議録として作成され、記録を残している。	
6 理念の実現や質の向上、職員の働き甲斐等に取り組みに取り組み指導力を發揮している。	<ul style="list-style-type: none"> ■理念・方針の実践面の確認等を行い、課題を把握し、改善のための具体的な方針を明示して指導力を発揮している。 ■職員の意見を尊重し、自主的な創意・工夫が生れ易い職場づくりをしている。 ■研修等により知識・技術の向上を図り、職員の意欲や自信を育てている。 ■職場の人間関係が良好か把握し、必要に応じて助言・教育を行っている。 ■評価が公平に出来るように工夫をしている。
(評価コメント) 園長は職員と年2回、「目標シート」を利用し、役割と責任が明確となっている業務分担表に基づき、年初に目標設定と期末に評価を行う面接を実施している。職員の意見から課題を抽出し、リーダー会議等で取り上げ、その解決策を見出し、日常の活動に活かしている。年間研修計画に基づき、階層別研修の実施に際しては、公平に参加できるように配慮している。	
7 施設の全職員が守るべき倫理を明文化している。	<ul style="list-style-type: none"> ■法の基本理念など踏まえて、保育所の倫理規程があり、職員に配布されている。 ■従業者を対象とした、倫理及び法令遵守に関する研修を実施し、周知を図っている。 ■プライバシー保護の考え方を職員に周知を図っている。
(評価コメント) 入職時「全国保育士会倫理綱領」の記載された「新人対応マニュアル」が、配布される。年度初めには、必ず全職員で綱領の読み合わせを実施し、トイレの側面にも掲示するなど周知に努めている。個人情報の取り扱いに関しては、「個人情報保護マニュアル」が整備され、書類の扱い方やパソコンでの情報管理についてなど、内容は多岐にわたっている。	

8	人事方針を策定し、人事を計画的・組織的にを行い、職員評価が客観的な基準に基づいて行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■人材育成方針が明文化されている。 ■職務権限規定等を作成し、従業者の役割と権限を明確にしている。 ■評価基準や評価方法を職員に明示し、評価の客観性や透明性の確保が図られている。 ■評価の結果について、職員に対して説明責任を果たしている。
(評価コメント) 「保育園職員研修計画」に基づいた、階層別に求められる専門性と役割を果たすための研修が、OJT、OFF-JT、SDSにより、計画的・継続的に実施されている。職員業務分担表で役割は明確に規定されており、職員は園長と相談しながら4月に実施の面接で「目標シート」に目標を設定、1月の面接で達成度を確認している。		
9	事業所の就業関係の改善課題について、職員（委託業者を含む）などの現場の意見を幹部職員が把握し改善している。また、福利厚生に積極的に取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> ■担当者や担当部署等を設置し職員の有給休暇の消化率や時間外労働のデータを、定期的にチェックしている。 ■把握した問題点に対して、人材や人員体制に関する具体的な改善計画を立て実行している。 ■職員が相談をしやすいような組織内の工夫をしている。 ■職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生事業を実施している。 ■育児休暇やリフレッシュ休暇等の取得を励行している。
(評価コメント) 有給休暇取得状況は、「出勤状況報告書」で、また、時間外労働は「時間外等勤務命令簿」により、毎月前月分を確認している。年2回の園長面接の他、副園長、主任も適時保育に入り、職員との相談しやすい工夫を図り、職員の意見聴取に努めている。年に一度のストレスチェックや産業医との相談の機会も設けている。年次有給休暇の他、育児休暇、育児時間、看護休暇などの取得を勧めている。		
10	職員の教育・研修に関する基本方針が明示され、研修計画を立て人材育成に取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> ■中長期の人材育成計画がある。 ■職種別、役割別に能力基準を明示している。 ■研修計画を立て実施し、必要に応じて見直している。 ■個別育成計画・目標を明確にしている。 ■OJTの仕組みを明確にしている。
(評価コメント) 市が定めた「保育園職員研修計画」には、階層別に求められる専門性と研修内容、研修スケジュールなどが明確になっている。副園長が中心となって、経験年数や職員の意向を尊重し、年間計画を立てている。職員の意向・目標は、「目標管理シート」で明確にしている。研修に参加した職員は、研修報告会で研修内容を報告し、研修で得た知見の共有化を図っている。		
11	施設の全職員を対象とした権利擁護に関する研修を行い、子どもの権利を守り、個人の意思を尊重している。	<ul style="list-style-type: none"> ■法の基本方針や児童権利宣言など研修をしている。 ■日常の援助では、個人の意思を尊重している。 ■職員の言動、放任、虐待、無視など行われることの無いように、職員が相互に振り返り組織的に対策を立て対応している。 ■虐待被害にあった子どもがいる場合には、関係機関と連携しながら対応する体制を整えている。
(評価コメント) 入職時、配布された「新人対応マニュアル」を基に、児童憲章と全国保育士会倫理綱領の研修を受けている。要保護児の情報や対応の仕方については、会議などで共有している。また、虐待に関しては、「園児虐待防止対応マニュアル」に記載されている、早期発見のチェックリストや、園内での対応策などを参考に対処している。また、家庭支援センターや児童相談所とも連携を図っている。		
12	個人情報保護に関する規定を公表し徹底を図っている。	<ul style="list-style-type: none"> ■個人情報の保護に関する方針をホームページ、パンフレットに掲載し、また事業所等内に掲示し実行している。 ■個人情報の利用目的を明示している。 □利用者等の求めに応じて、サービス提供記録を開示することを明示している。 ■職員（実習生、ボランティア含む）に研修等により周知徹底している。
(評価コメント) 園の個人情報への対応は、「個人情報マニュアル」に基づいて行われている。特に、個人情報保護に関しては、「入園のしおり」や「重要事項説明書」にも掲載し、保護者にも理解頂いている。保護者とは、毎年、重要事項説明書の個別に読み合わせを行い、署名・捺印を頂いている。個人情報が記載された書類は、施錠された書庫に保管し、保管期限到来時に廃棄している。ボランティア・実習生にも書面で確認している。		
13	利用者満足の向上を意図した仕組みを整備し、取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> ■利用者満足を把握し改善する仕組みがある。 ■把握した問題点の改善策を立て迅速に実行している。 ■利用者・家族が要望・苦情が言いやすい雰囲気を作っている。 ■利用者等又はその家族との相談の場所及び相談対応日の記録がある。
(評価コメント) 浦安市の利用者アンケートの他、園独自で要望や苦情を聞くアンケートも実施し、保護者の満足度や改善要望を把握し、運営改善に役立てている。また、にやんぼす（要望受付けポスト）を設置し、担当職員は寄せられた意見への対応を協議し、改善に努めている。尚、「苦情対応マニュアル」には、意見・要望の受付書や経過及び保育園としての対応の記録の書式も整備されている。		
14	苦情又は意見を受け付ける仕組みがある	<ul style="list-style-type: none"> ■保護者に交付する文書に、相談、苦情等対応窓口及び担当者が明記され説明し周知徹底を図っている。 ■相談、苦情等対応に関するマニュアル等がある。 ■相談、苦情等対応に関する記録があり、問題点の改善を組織的に実行している。 ■保護者に対して苦情解決内容を説明し納得を得ている。
(評価コメント) 入園時保護者へは、苦情等対応窓口と担当者名が明記されている「重要事項説明書」を基に、苦情の申し出について詳しく説明を行っている。苦情対応マニュアルが整備され、苦情への対応の仕方や苦情を未然に防ぐための方策の他、意見・要望等の受付書等書式も記載されている。園内にも掲示するなど、周知徹底を図っているが、保護者アンケートでは、必ずしも理解が十分とは言えず、更なる努力を期待したい。		

15	保育内容について、自己評価を行い課題発見し改善に努め、保育の質の向上を図っている。	<ul style="list-style-type: none"> ■保育の質について自己評価を定期的に行う体制を整備し実施している。 ■保育の質向上計画を立て実行し、PDCAサイクルを継続して実施し恒常的な取り組みとして機能している。 ■自己評価や第三者評価の結果を公表し、保護者や地域に対して社会的責任を果たしている。
(評価コメント) 期初に目標管理シートを作成し、課題や目標を設定し、期末に自己評価を行い、保育の質の向上を図っている。指導計画を作成し、日々の保育の振り返りで評価・反省を行っている。そこで出てきた改善点や引き継ぎ事項を職員会議で検討・確認して次年度の保育へ活かす取り組みを行っている。5年ごとに実施している第三者評価の結果は、公表している。		
16	提供する保育の標準的実施方法のマニュアル等を作成し、また日常の改善を踏まえてマニュアルの見直しを行っている。	<ul style="list-style-type: none"> ■業務の基本や手順が明確になっている。 ■分からぬときや新人育成など必要に応じてマニュアルを活用している。 ■マニュアル見直しを定期的に実施している。 ■マニュアル作成は職員の参画のもとに行われている。
(評価コメント) 職員に配布されるマニュアル集には、浦安市立7園に共通するマニュアルを集めた「ブルーファイル」と猫実保育園独自のマニュアル集「猫ファイル」がある。新人研修や職員会議でもその時期に注意喚起が必要な事項に関して、読み合わせを行っている。改善すべき点は、その都度話し合い、見直しをしている。共通のマニュアルの改定は、4、5年に一度位の間隔で実施されている。		
17	保育所利用に関する問合せや見学に対応している。	<ul style="list-style-type: none"> ■問合せ及び見学に対応できることについて、パンフレット、ホームページ等に明記している。 ■問合せ又は見学に対応し、利用者のニーズに応じた説明をしている。
(評価コメント) 問い合わせに応じて予約で見学日・時間を決め副園長・主任が案内している。駅から近いという立地条件も良く、入園希望者が多く、問い合わせも多い。今年度は新型コロナウィルス感染予防の為、一回一組の親子30分限定で、園内の見学を行い、パンフレットに沿つて説明し、保護者からのニーズに応じた説明を行っている。		
18	保育の開始に当たり、保育方針や保育内容等を利用者に説明し、同意を得ている。	<ul style="list-style-type: none"> ■保育の開始にあたり、理念に基づく保育方針や保育内容及び基本的ルール等を説明している。 ■説明や資料は保護者に分かり易いように工夫している。 ■説明内容について、保護者の同意を得るようにしている。 ■保育内容に関する説明の際に、保護者の意向を確認し、記録化している。
(評価コメント) 保育の開始に当たり、入園のしおりの他、保育方針や保育内容がわかりやすい資料を作成し、保護者に説明し同意を得て、重要事項説明書には記名捺印を頂いている。入園面接時には保護者の要望や意向を聞き、記録し情報は担当職員で共有している。さらに年に一度は同じ内容を保護者会で説明している。		
19	保育所の理念や保育方針・目標に基づき保育課程が適切に編成されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■保育課程は、保育理念、保育方針、保育目標及び発達過程などが組み込まれて作成されている。 ■子どもの背景にある家庭や地域の実態を考慮して作成されている。 ■施設長の責任の下に全職員が参画し、共通理解に立って、協力体制の下に作成されている。
(評価コメント) 全体的計画には、保育理念、方針、目標を記載している。全体的な計画は発達過程を組み込み、0歳児から就学までの繋がりや連続性を大切にし、子どもの背景にある家庭や地域性を考慮して作成されている。作成に当たっては職員会議で小グループに分けて話し合い、意見を出している。定期的な見直しも同様に全職員で検討している。		
20	保育課程に基づき具体的な指導計画が適切に設定され、実践を振り返り改善に努めている。	<ul style="list-style-type: none"> ■保育課程に基づき、子どもの生活や発達を見通した長期的な指導計画と短期的な指導計画が作成されている。 ■3歳児未満、障害児等特別配慮が必要な子どもに対しては、個別計画が作成されている。 ■発達過程を見通して、生活の連続性、季節の変化を考慮し、子どもの実態に即した具体的なねらいや内容が位置づけられている。 ■ねらいを達成するための適切な環境が構成されている。 ■指導計画の実践を振り返り改善に努めている。
(評価コメント) 全体的計画に基づき、全体的な長期指導計画、短期指導計画が作成され、月末に評価を行い次月の保育に繋げている。3歳未満児は一人ひとりの成長発達段階を踏まえ個別計画を作成している。特別配慮が必要な子どもに対しては一人ひとりの成長、発達段階を考慮し、保護者の意向も反映させた個別指導計画、支援計画を作成している。計画に対しての振り返りを行い改善が必要な時には話し合って見直している。		
21	子どもが自発的に活動できる環境が整備されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■子どもの発達段階に即した玩具や遊具などが用意されている。 ■子どもが自由に素材や用具などを自分で取り出して遊べるように工夫されている。 ■好きな遊びができる場所が用意されている。 ■子どもが自由に遊べる時間が確保されている。 ■保育者は、子どもが自発性を發揮できるような働きかけをしている。
(評価コメント) 各保育室は年齢に応じた遊びコーナーの遊具や玩具の配置を工夫している。子ども達が安全で自由に遊べるよう園庭は3歳以上児、3歳未満児で使用時間と分け、伸び伸び遊んでいる。保育室以外のホールや廊下等も利用して楽しく遊べるよう工夫し教材や廃材コーナーでは子どもの自発性を大切に制作に取り組んでいる。子ども達の園での様子は保育ドキュメンテーション(活動のねらいや内容、取り組みを通して子ども達がどのようにして成長したか等を写真を交えて発信する)を適宜作成し、玄関や保育室などの前に掲示し、日々の様子は活動表で保護者に知らせている。		

22	身近な自然や地域社会と関わるような取組みがなされている。	<ul style="list-style-type: none"> ■子どもが自然物や動植物に接する機会を作り、保育に活用している。 ■散歩や行事などで地域の人達に接する機会をつくる。 ■地域の公共機関を利用するなど、社会体験が得られる機会をつくる。 ■季節や時期、子どもの興味を考慮して、生活に変化や潤いを与える工夫を日常保育の中に取り入れている。
(評価コメント) 散歩に行き四季折々の公園や町の様子を観察し、草花や野菜を園庭のプランターで育てている。昆虫や魚の飼育を通して、世話をする楽しさを大切にしている。近隣の消防署や図書館、老人センター、認定こども園、小学校、中学校との交流も行き、年長児は買い物体験を行っているが今年は活動の機会が少なかった。		
23	遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。	<ul style="list-style-type: none"> ■子どもも同士の関係をより良くするような適切な言葉かけをしている。 ■けんかやトラブルが発生した場合、危険のないように注意しながら、子供達同士で解決するように援助している。 ■順番を守るなど、社会的ルールを身につけていくように配慮している。 ■子どもが役割を果せるような取組みが行われている。 ■異年齢の子どもの交流が行われている。
(評価コメント) 子どもも同士のトラブルは自分で考え解決できるよう見守り、年齢に応じた声掛けを工夫している。普段の散歩や園庭での遊び等で社会的ルールを身につけ、行事や当番では役割を持って積極的に参加できるよう取り組んでいる。2歳児では、しつぽ取り、3歳児では鬼ごっこ、4歳児ではドロケイ、5歳児ではドッヂボール等、年齢に合わせたルールのある遊びを楽しんでいる。異年齢交流では、年下の子どもの面倒を見る等、日常の中で触れ合っている。		
24	特別な配慮を必要とする子どもの保育	<ul style="list-style-type: none"> ■子ども同士の関わりに対して配慮している。 ■個別の指導計画に基づき、きめ細かい配慮と対応を行い記録している。 ■個別の指導計画に基づき、保育所全体で、定期的に話し合う機会を設けている。 ■障害児保育に携わる者は、障害児保育に関する研修を受けている。 ■必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や助言を受けている。 ■保護者に適切な情報を伝えるための取組みを行っている。
(評価コメント) 特別な配慮を必要とする子どもの個別の指導計画・支援計画を作成し職員会議で話し合い、きめ細かい配慮を心掛けている。定期的に園内研修を行い講義の他、運動や手袋をして折り紙を折る等の実技も行っている。障がい児に携わる職員は専門機関と連携を取り、研修・相談・助言を受け記録し、保護者と話し合いを重ねている。		
25	長時間にわたる保育に対して配慮がなされている。	<ul style="list-style-type: none"> ■引き継ぎは書面で行われ、必要に応じて保護者に説明されている。 ■担当職員の研修が行われている。 ■子どもが安心・安定して過ごせる適切な環境が整備されている。
(評価コメント) 引き継ぎは引継ぎノートを活用し、連絡事項、園での一日の様子を保護者に言葉で伝えている。長時間保育が子どものストレスやトラブルにならないよう、配慮し、担当職員は定期的に打ち合わせを行い研修にも交替で積極的に参加し、子どもが安心・安定して過ごせるよう工夫している。		
26	家庭及び関係機関との連携が十分図られている。	<ul style="list-style-type: none"> ■一人ひとりの保護者と日常的な情報交換に加え、子どもの発達や育児などについて、個別面談、保育参観、保育参加、懇談会などの機会を定期的に設け、記録されている。 ■保護者からの相談に応じる体制を整え、相談内容が必要に応じて記録され上司に報告されている。 ■就学に向けて、保育所の子どもと小学校の児童や職員同士の交流、情報共有や相互理解など小学校との積極的な連携を図るとともに、子どもの育ちを支えるため、保護者の了解のもと、保育所児童保育要録などが保育所から小学校へ送付している。
(評価コメント) 年2回の懇談会、保育参観、個人面談等を行っていたが、今年度は新型コロナウィルスの感染症の為、保護者との交流は制約があり、保護者一人ずつ交替で普段の様子を参観して頂いた。保護者との情報交換は、連絡ノートを活用し、出された意見や要望は、担任に留めず職員全体での共有に努めている。小学校就学に向けて、園児は小学校の見学・生活体験をし、保護者も教頭先生から講話を聞くなど準備している。また、保育所児童要録は、小学校へ送付されている。		
27	子どもの健康状態、発育、発達状態が適切に把握し、健康増進に努めている。	<ul style="list-style-type: none"> ■子どもの健康に関する保健計画を作成し、心身の健康状態や疾病等の把握・記録され、嘱託医等により定期的に健康診断を行っている。 ■保護者からの情報とともに、登所時及び保育中を通じて子どもの健康状態を観察し、記録している。 ■子どもの心身の状態を観察し、不適切な養育の兆候や、虐待が疑われる場合には、所長に報告し継続観察を行い記録している。
(評価コメント) 年2回の嘱託医による内科、歯科検診を行い、6ヶ月未満児は月1回乳児検診を行い記録し、月1回身体測定を行い保護者にお知らせしている。看護師が朝タラウンドし健康状態の把握と不適切な養育の兆候や虐待の疑いが無いか等をチェックし、保育士も虐待等の兆候が疑われる場合には経過を観察、記録し関係機関と連絡を取っている。		

28	感染症、疾病等の対応は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■保育中に体調不良や傷害が発生した場合には、その子どもの状態等に応じて、保護者に連絡とともに、適宜、嘱託医や子どものかかりつけ医等と相談し、適切な処置を行っている。 ■感染症やその他の疾病的発生予防に努め、その発生や疑いがある場合には、必要に応じて嘱託医、市町村、保健所等に連絡し、その指示に従うとともに、保護者や全職員に連絡し、協力を求めている。 ■子どもの疾病等の事態に備え、医務室等の環境を整え、救急用の薬品、材料等を常備し、適切な管理の下に全職員が対応できるようにしている。
(評価コメント) 看護師が常駐し体調不良や感染症が疑われた時には保健室での隔離ができ救急用薬品、材料を常備し、各保育室には嘔吐処理セットが常備され、傷害発生時には保護者への連絡が速やかに行われている。AEDを設置し全職員で年1回応急処置、AEDの研修を行っている。給食は出来上がり後30分以内に食べ始められるように提供している。		
29	食育の推進に努めている。	<ul style="list-style-type: none"> ■食育の計画を作成し、保育の計画に位置付けるとともに、その評価及び改善に努めている。 ■子どもが自らの感覚や体験を通して、自然の恵みとしての食材や調理する人への感謝の気持ちが育つように、子どもと調理員との関わりなどに配慮している。 ■体調不良、食物アレルギー、障害のある子どもなど、一人一人の子どもの心身の状態等に応じ、嘱託医、かかりつけ医等の指示や協力の下に適切に対応している。 ■食物アレルギー児に対して誤食防止や障害のある子どもの誤飲防止など細かい注意が行われている。 ■残さず食べることや、偏食を直そうと強制したりしないで、落ち着いて食事を楽しめるように工夫している。
(評価コメント) 年間指導計画・月週指導計画・個別指導計画に食育の計画を位置づけし、子どもの成長に合わせた食育を行い、定期的に評価している。入園時に食物アレルギーの調査票の記入を依頼し、アレルギー児に対しては医師の指示のもとにアレルギーの種類・対応等「食物アレルギー食提供手順フローチャート」「アレルギー児配膳までの流れ」に基づき配膳時は調理員・職員が十分な相互確認を行っている。		
30	環境及び衛生管理は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■施設の温度、湿度、換気、採光、音などの環境を常に適切な状態に保持するとともに、施設内外の設備及び用具等の衛生管理に努めている。 ■子ども及び職員が、手洗い等により清潔を保つようにするとともに、施設内外の保健的環境の維持及び向上に努めている。 ■室内外の整理、整頓がされ、子どもが快適に過ごせる環境が整っている。
(評価コメント) 本年度はコロナ禍の中、玄関や各保育室には消毒液設置や適宜窓を開けての換気等に配慮し、また活動毎に感染防止のために手洗い・手指消毒を行っている。子どもが持参する手拭き用タオルは中止して園で設置した紙タオル使用に切り替えている。保育室や毎日使用する玩具は消毒を行い、ぬいぐるみなど布製のものは週1回洗濯をしている。送迎時には保護者は手指の消毒と、3~5歳児の場合は保護者は園舎には入らず受け渡しは玄関で行っている。		
31	事故発生時及び事故防止対策は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■事故発生時の対応マニュアルを整備し職員に徹底している。 ■事故発生原因を分析し事故防止対策を実施している。 ■設備や遊具等保育所内外の安全点検に努め、安全対策のために職員の共通理解や体制づくりを図っている。 ■危険箇所の点検を実施するとともに、外部からの不審者等の対策が図られている。
(評価コメント) 誤嚥・窒息事故防止マニュアル、事故発生時病院受診フローチャート、防犯フローチャートを作成し、月2回以上の避難訓練・年6回の防犯訓練と毎年市民課や警察と連携した訓練を実施、また職員は緊急事態時に備え笛を携帯している。緊急時に備え警察・消防署への直通通話ボタンが設置され、1日3回園内を見回り、整備整頓と安全点検を行い、毎週土曜日には園庭・遊具のチェック・倉庫など定期的に園内設備の整備等を行い事故防止に努めている。門扉はセキュリティが施され外部からの不審者侵入阻止の対策が講じられている。		
32	地震・津波・火災等非常災害発生時の対策は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■地震・津波・火災等非常災害発生に備えて、役割分担や対応等マニュアルを整備し周知している。 ■定期的に避難訓練を実施している。 ■避難訓練は消防署や近隣住民、家庭との連携のもとに実施している。 ■立地条件から災害の影響を把握し、建物・設備類の必要な対策を講じている。 ■利用者及び職員の安否確認方法が決められ、全職員に周知されている。
(評価コメント) 保育園における防災マニュアルの下、地震・火災・高潮等を想定しサポーターを含めた全職員対象に月2回以上の避難訓練を実施、消防と連携の総合避難訓練・小学校と連携の二次避難訓練を行っている。緊急連絡表を作成し保護者と連絡・連携が取れるようになっている、また災害伝言ダイヤルの訓練を行っている。保育園緊急メールに全世界・全職員がアドレスを登録しており、コロナ禍の中メールの活用機会が増えている。備蓄品は分散して保管し、年1回確認している。		
33	地域ニーズを把握し、地域における子育て支援をしている。	<ul style="list-style-type: none"> ■地域の子育てニーズを把握している。 ■子育て家庭への保育所機能を開放(施設及び設備の開放、体験保育等)し交流の場を提供し促進している。 ■子育て等に関する相談・助言や援助を実施している。 ■地域の子育て支援に関する情報を提供している。 ■子どもと地域の人々との交流を広げるための働きかけを行っている。
(評価コメント) 地域の子育てニーズに応えて、園庭開放(にやんにやん広場)・保育体験・試食体験(今年度はコロナ禍対応の為中止)・ふちにやん広場(妊娠婦と1歳までの子を持つ保護者対象・5組限定・園内ホールで交流)等を提供し、担当保育士が支援し相談・助言や援助を実施している。「ねこざね通信」を年数回発行し、園の行っている子育て支援に関する情報をイラスト入りで読みやすく作成し、地域に配布し、WEB上の「MY浦安」で幅広く発信している。		